

事 務 連 絡

平成 30 年 11 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

**「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の
周知について（依頼）**

このことについて、平成 30 年 10 月 24 日付け事務連絡をもって、
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に
関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）が可決成立・公布され、来年
4 月 1 日以降順次施行されることを受け、厚生労働省より各省庁所管団
体への周知徹底が依頼されているものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問い合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：福田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 24 日

(公財) 日本動物愛護協会
(公社) 日本動物福祉協会
(公社) 日本愛玩動物協会
(公社) 日本獣医師会
(公社) 日本動物園水族館協会
(公社) 日本動物病院協会 御中
(一社) ジャパンケネルクラブ
(一社) 全国ペット協会
(一社) 日本ペット用品工業会
(一社) ペットフード協会
(一社) 優良家庭犬普及協会
中央ケネル事業協同組合連合会

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知について（依頼）

日頃より、動物愛護管理行政の推進にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）については、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されているところです。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者においても、働き方改革の趣旨を御理解頂いた上でしっかりと取り組んで頂くことが重要です。

今般、厚生労働省より、改正法の周知について所管関係団体等に依頼がなされております。また、第 4 回「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」においても各省庁の所管団体に対する周知の徹底について関係府省庁に対し依頼がなされたところです。

つきましては、別添 1 及び別添 2 の資料を会員企業の皆さまに配布する等により、改正法の内容を周知していただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

法律のしくみ

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

課題解決の支援

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/

その他

その他の相談窓口
